鹿児島県知事 三反園 訓 殿

九州電力株式会社 代表取締役社長 瓜生 道明

川内原子力発電所に関するご要請への回答について

拝啓 初秋の候、貴職ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平 素は当社事業に対し格別の御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成28年8月26日、原安第62号により受領しました貴職からのご要請について、下記のとおり、これまでの当社取組み等を踏まえ、熊本地震の発生を受けた鹿児島県民の皆さまの不安の軽減に向けた新たな取組みを実施したいと考えており、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

今後予定している定期検査期間(1号機は10月6日~、2号機は12月16日~)にあわせて、貴職のご要請を重く受け止め、ご指摘の項目について特別点検を実施し、改めて安全性の再確認を行い、点検終了後に結果を速やかに報告します。

なお、1号機については、既に提出している運転計画に沿って、9月 5日に、原子力規制庁に対し、定期検査の申請書を提出する予定です。

敬具

記

- 1 熊本地震の発生を受けた川内原子力発電所の安全性の確認等について
 - (1)川内原子力発電所の安全性の点検等について

川内原子力発電所については、熊本地震直後に、速やかに設備の一斉点検を実施し、損傷・漏えい等の異常がないことを確認するとともに、「原子炉を止める」・「原子炉を冷やす」・「放射性物質を閉じ込める」等の安全確保の機能を持つ設備の作動試験(制御棒や冷却用ポンプ類等 12 項目、4月 16、17 日)を実施し、正常

に機能していることを確認しました。

熊本地震の発生を受けて、原子力規制委員会では、4月18日の 臨時会合において、科学的・技術的見地から、川内原子力発電所 を停止する必要はないとの見解が示され、当社は、これまで安全 に運転を継続しているところです。

貴職からご要請のあった特別点検の実施にあたっては、総点検 チーム(40 名程度)を設置するとともに、所員をはじめ協力会社 社員等に対して、地震の発生を受けた入念な点検について、十分 な意識付けを行います。

原子炉圧力容器について、定期検査で確認する項目に加え、 以下の点検を実施し、異常がないことを確認します。

- 燃料取出し後の原子炉圧力容器内に異物がないこと、及び変形がないことを、水中カメラで点検
- ・ 原子炉圧力容器の制御棒駆動装置、及び制御棒位置指示 装置のケーブルのコネクタ部に変形がないことを点検
- ・ 蒸気発生器など一次冷却系統に接続されている機器・配 管の支持装置に変形がないことを点検

格納容器について、定期検査で確認する項目に加え、以下の 点検を実施し、異常がないことを確認します。

- ・ 格納容器のスプレイ配管の取り付け状態を点検
- ・ 格納容器の貫通部に変形がないことを点検

使用済燃料を保管している使用済燃料ピットについて、定期 検査で確認する項目に加え、以下の点検を実施し、異常がな いことを確認します。

- 使用済燃料を保管するためのラックに変形がないことを、 水中カメラで点検
- ・ 使用済燃料ピットを冷却するための機器・配管の支持装置に変形がないことを点検
- 新燃料貯蔵庫についても、新燃料を保管するラックに変形がないことを点検

平成19年度に発生した新潟中越沖地震を踏まえて固縛措置を講じた低レベル放射性廃棄物のドラム缶について、固縛のゆ

るみの点検を実施します。

安全上重要なポンプ、ファン(計 45 台)の基礎ボルトに緩み 等がないこと、及び配管等の支持装置(約 3,000 台)の位置 ずれがないこと等、異常がないことを確認します。

熊本地震発生直後に確認した、「原子炉を止める」・「原子炉を 冷やす」・「放射性物質を閉じ込める」ための原子炉の安全確保 機能を持つ設備の作動試験を、運転中には確認・点検できな い制御棒駆動系機能検査(制御棒の落下時間を測定)を含め、 定期検査において再度実施し、正常に機能していることを確 認します。

確実に原子炉を止められるよう、原子炉停止用の地震観測装置の入念な点検を実施するとともに、地震以外の要因も含め、原子炉を停止するための信号を処理する安全上重要な装置(原子炉保護装置という)について、正常に機能していることを確認します。また、発電所での揺れを公表するための広報用地震計についても点検を実施し、異常がないことを確認します。

非常用電源装置や給水装置などのバックアップ設備(254台)について点検、又は作動試験を実施し、異常がないことを確認します。

緊急時の通信に使用する通信機器(FAX、衛星携帯電話、 TV会議システム等)について点検を実施し、正常に機能し ていることを確認します。

放射線を監視するモニタリングステーション・ポスト(6台) について点検を実施し、異常がないことを確認します。

(2)川内原子力発電所周辺の活断層の調査等について

当社は、川内原子力発電所の建設当初以来、常に最新の知見や 多数の専門家の意見を踏まえ、発電所周辺の広い範囲で詳細な活 断層調査を実施しており、これらの調査結果については、国の審 査において、「妥当」との判断を受けています。 また、当社では、川内原子力発電所敷地周辺の地震活動状況を 把握するため、陸域及び海域において現在 19 箇所に地震観測点を 設置しています。

今後、観測点を30箇所程度に増設し、地震観測体制を強化するとともに、地震観測結果については、定期的に公表します。

なお、発電所周辺で、地震活動の活発化の傾向が観測された場合には、県民の皆さまの不安の軽減のために、更に詳細な調査・分析を実施し、仮に地表に変状が現れるような大きな地震の場合は、トレンチ調査等によって、活断層の状況を詳細に調査します。これらの状況と評価について、速やかに公表します。

- 2 自治体の避難計画に対する支援体制の強化について
 - (1) PAZ圏内の要支援者等に対する避難支援の実効性の向上について

現在、当社社員が福祉車両を用い避難支援を行うPAZ圏内(川内原子力発電所から概ね5km圏内)の社会福祉施設(1施設)や在宅の要支援者(計30人程度)に対しては、定期的な訪問(年1回以上/人)を実施し、コミュニケーションを図っているところです。

今後とも、専門家(理学療法士)による身体の不自由な方の移動 介助に関する基礎知識の習得・実技訓練、福祉車両の操作訓練な ど、社員の避難支援スキルの向上に努めます。

また、山間部などにお住まいで、避難に不安をお持ちの高齢者 の方々に対しては、新たに当社社員等により自宅からバス避難集 合場所までの避難支援を行うこととします。

更に、地域の皆さまの要望も踏まえ建設を予定している県道 43号「川内串木野線」の一部の迂回道路について、避難道路の代替ルートとして、既設の林道「寄田青山線」に直結させるとともに、建設計画を積極的に進めていきます。

(2)福祉車両の追加配備について

現在、当社は、薩摩川内市内の当社事業所及び川内原子力発電 所から 10km 圏内の社会福祉施設等に要支援者避難用として福祉車 両 16 台を配備しております。

今後、更に迅速な避難が可能となるよう、30km 圏内の自治体と協議しながら、要支援者避難用として福祉車両 10 数台を追加配備します。

なお、今後も社会福祉施設等、地域の要望に応じた更なる配備 を検討します。

(3)放射線防護対策施設への備蓄支援について

現在、当社は、PAZ圏内の放射線防護対策施設5箇所に保存 食や電化製品(テレビ、ラジオ等) 雑貨(毛布、マット等)の備 蓄を支援しています。

今後、残りの放射線防護対策施設(8箇所)で使用する食料及び生活物資(寝具用品、衛生用品、電化製品等)の備蓄も、新たに支援します。

3 県民の皆さまの不安軽減に向けた情報発信について

(1)万一の事故や異常事象発生時の連絡について

住民の避難に進展するような万一の事故が発生した場合は、法令に基づき、国、県及び薩摩川内市に直ちに通報するとともに、安全協定及び原子力防災協定に基づき、いちき串木野市など8市町に直ちに連絡することとしています。

また、その他の事故や異常があった場合についても、安全協定等に基づき、県及び薩摩川内市をはじめとする関係9市町に直ちに連絡することとしています。

これまでも、発電所で火災が生じた際など、安全協定等に基づき、直ちに県及び関係市町に連絡するとともに、プレス発表や当 社ホームページ等を通じて事象の内容等を公表しています。

また、万一の事故や異常事象発生の際に迅速かつ確実に実施できるよう、平時から国や関係自治体と連携を密にし、通報連絡訓練や原子力防災訓練を通じて習熟を図っているところです。

当社としては、特に今回の貴職からの直接のご要請を重く受け 止め、万一の事故や異常事象発生時には、県民の皆さまから不信 感や不安を抱かれることがないよう、今後とも、事実を隠蔽する ことなく、適時かつ正確に情報発信することを改めて確約します。

(2)熊本地震の発生を受けた発電所の状況等に関する情報発信について いて

今回の熊本地震に際しては、川内原子力発電所に異常は発生していないものの、様々な媒体を活用して、発電所の状況について、 速やかに発信してまいりました。

また、熊本地震における県民の皆さまの不安の声を受け、発電所の運転状況や外部への影響(放射線モニタの測定結果)に関する当社ホームページ等での情報発信の基準を、これまでの九州地域での震度5弱以上の地震から震度4以上に拡大し、運用しております。

今後、川内原子力発電所周辺で熊本地震と同規模の地震が発生した場合には、異常がなくても、発電所の状況や安全性の確認状況等について、当社ホームページのみならず、新聞・TV・ラジオ等のメディアを通じて迅速で正確な情報発信を行うとともに、わかりやすい解説資料を作成し、公表します。

また、特に発電所周辺の方々には、地震発生後速やかに、発電所の状況について当社広報車両によりお知らせします。

(3)地震動観測データのリアルタイム公表について

熊本地震の発生を受けて、現在、九州地方で震度4以上の地震が発生した場合、原子力発電所に設置した広報用地震計が感知した地震動の観測データ(震度、ガル数)を当社ホームページで公表しています。

さらに今後は、地震が発生し、発電所内の広報用地震計が地震動を計測した場合は、震度に関わらず、計測データをリアルタイムで当社ホームページに公表するよう改善します。

その際、「原子炉の自動停止設定値」も併せて掲載し、皆さまに 安心いただけるよう、わかりやすい情報発信に努めます。 (4)今回のご要請を受けた特別点検等の当社取組みのお知らせについて

熊本地震発生後の川内原子力発電所の状況や発生直後に実施した確認・点検の結果、さらに今回のご要請を受けて実施する特別点検等の取組みについて、リーフレットを作成し県内全戸に配布するとともに、当社ホームページ掲載や新聞広告も行い、県民の皆さまへ広くお知らせします。

また、定期検査期間にあわせて実施する特別点検の結果についても、点検終了後、リーフレット等により速やかにお知らせし、 県民の皆さまの不安の軽減に努めます。

(5)フェイス・トゥ・フェイスの訪問活動について

本日の回答の後、自治会長等へのフェイス・トゥ・フェイスの 訪問活動を県内全域で実施し、当社の取組み等についてご説明し ます。

30km 圏内:各自治会長(約1,200人)等

30km 圏外: 各種関係団体(婦人会、経済団体等)の代表者等

以上